

沖縄県子育て総合支援事業実施要綱

[平成29年2月28日子ども生活福祉部長決定]

[令和2年2月20日改定]

[令和3年2月15日改正]

[令和4年2月9日改正]

(目的)

第1条 沖縄県の子育て世帯の世帯所得は全国に比べて低い状況にあるため、準要保護児童のいる世帯等の子どもに対する学習支援並びに当該世帯の親に対する養育支援及び就労支援（以下「学習支援等」という。）など、様々な課題を抱えて困窮している子育て世帯に対する総合的な支援を行い、生活保護等に陥らないように防止するとともに貧困の連鎖を断ち切ることを目的として、子育て総合新事業（以下「本事業」という。）を実施するものとする。

(事業の実施等)

第2条 本事業の実施は、沖縄県と本事業に係る覚書を締結した町村（以下「本事業の実施町村」という。）で行うものとする。

2 本事業は、沖縄県内で生活保護世帯や困窮世帯等に対する学習支援等の実績がある団体等に委託（以下、本事業の委託を受けた団体等を「受託事業者」という。）して実施するものとする。

3 受託事業者は、知事が別に定める日までに本事業の実施計画書を提出するものとする。

(事業内容)

第3条 受託事業者は、本事業の実施町村において、次に掲げる内容を実施するものとする。

(1) 本事業の実施町村に居住する子育て世帯で学習支援が必要な子ども（次条第1項第2号で規定する町村の教育委員会が認定する準要保護児童をいう。以下この条において同じ。）に対し、当該町村内において学習支援が可能な場所（以下「学習支援会場」という。）を提供し、かつ、当該子どもに対する学習支援を行うものとする。

(2) 前号で支援する子どもの親に対し、学習支援会場等で養育支援（当該子どもの学習環境の改善等に対する相談等）を行うとともに、必要に応じ、就労支援を行うものとする。

(3) 前2号に掲げる業務のほか、本事業の目的等を達成するため、本事業に関連する付帯事業について、知事と協議のうえ、実施できるものとする。

(4) 前3号に掲げる業務に付随する事務その他本事業の実施に必要な事務処理等を行うものとする。

(支援対象子育て世帯)

第4条 本事業で支援する子育て世帯は、次の要件のすべてを満たす世帯とする。ただし、実施町村の長が支援の必要があると協議する世帯で、知事が特に支援が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 本事業の実施町村において住所を有すること。
 - (2) 小学校1年生から中学校3年生までの子どもがいる世帯であって、本事業の実施町村の教育委員会（教育委員会に準ずる組織を含む。以下同じ。）が認定する準要保護児童がいる世帯（当該年度又は前年度に、当該町村の教育委員会が学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定により就学等の援助を認定した世帯をいう。以下同じ。）であること。
 - (3) 本事業の趣旨を理解し、親と子ども双方が本事業による支援を受けること。
 - (4) 本事業の支援期間内に自立に向けた具体的な目標及び意欲等があること
- 2 前項の規定に関わらず、生活保護世帯等に対する子どもの健全育成支援事業の支援対象者である世帯については、本事業の支援対象外とする。

（支援手続）

第5条 本事業により学習支援等を希望する子育て世帯は、支援申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、本事業の受託事業者又は本事業の実施町村に提出するものとする。

- (1) 準要保護児童がいる世帯であることを証明する書類
 - (2) 前号の書類が添付できない場合は、特に支援が必要であることが分かる書類
 - (3) 同意書
- 2 前項の規定により、本事業の実施町村に支援申込書が提出された場合は、当該町村は速やかに、本事業の受託事業者に送付するものとする。

（支援の決定）

第6条 受託事業者は、前条の規定に基づき子育て世帯から申込書が提出された場合は、本事業の実施町村と協議のうえ、支援対象者を決定するものとする。

- 2 本事業の実施町村の長は、第4条ただし書きで定める子育て世帯に対する支援にあたっては、前項に基づき支援対象子育て世帯を決定する前に、あらかじめ支援対象協議書（様式第13号）により知事と協議するものとする。
- 3 受託事業者は、前2項の規定に基づき支援対象子育て世帯を決定又は不承認とした場合は、当該子育て世帯の親に支援対象決定（不承認）通知書（様式第2号）を送付するものとし、また、当該通知書の写しを添えて支援概要書（様式第3号）を本事業の実施町村及び知事に提出するものとする。

（支援期間）

第7条 本事業による学習支援等の支援期間は、当該支援を開始した年度の3月31日までとする。

（支援の延長）

第8条 受託事業者は、第6条の規定に基づき本事業の支援対象として決定した子育て世帯が支援の延長を希望する場合において、支援期間の延長が必要と認められるときは、支援延長協議書（様式第4号）を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の協議書が提出された場合は、本事業の実施町村と調整のうえ、支援期間の延長の必要性等を判断し、支援期間の延長決定（不承認）通知書（様式第5号）を受託事業者に送付するものとする。

3 前項の規定に基づき支援期間の延長が決定された場合の手続きは、第6条第2項の規定を準用する

(支援の終了)

第9条 支援対象子育て世帯が次のいずれかに該当する場合は、支援を終了するものとする。

- (1) 支援期間（前条の規定に基づき支援期間を延長した場合は、当該延長の支援期間。以下同じ。）が終了したとき。
- (2) 支援対象子育て世帯から支援終了の申し出があったとき。
- (3) 支援対象子育て世帯の親又は子どもが長期にわたる傷疾病等により支援を受けることが困難と認められるとき。
- (4) その他本事業の支援を取り消すべき事由が発生したとき。

2 受託業者は、前項の規定に基づき支援を終了した場合は、当該子育て世帯の親に支援終了通知書（様式第6号）を送付するものとし、また、当該支援が終了した子育て世帯に係る支援終了報告書（様式第7号）を本事業の実施町村及び県に提出するものとする。

(決定等の基準)

第10条 知事は、第6条第1項に基づく支援の決定、第8条第2項に基づく支援の延長及び第9条第1項第4号に基づく支援の取り消しを行うために必要な基準を別に定めるものとする。

(費用負担)

第11条 本事業において支援対象子育て世帯に対する学習支援等に要する費用は、受託事業者が委託費において負担するものとする。

(関係機関との連携)

第12条 受託事業者は、本事業の実施町村と密接に連携し、かつ、必要に応じ、子どももの通学する学校等と連携を図るものとする。

(報告)

第13条 受託事業者は、毎月、支援月報（様式第8号）を知事に提出したければならない。

(経理区分及び関係書類の保管)

第14条 受託事業者は、本事業に関する経費の収入及び支出についてその経過を明らかにした帳簿を作成し、当該帳簿及び関係書類を事業完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(事業の中止)

第15条 受託事業者は、やむを得ない事情により、本事業を中止する場合は、事業中止承認申請書（様式第9号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請があった場合は、その内容等を精査し、やむを得ないと判断したときは、中止承認通知書（様式第10号）を送付するものとする。

(実績報告)

第 16 条 受託事業者は、本事業が完了したとき（前条の規定に基づき本事業の中止の承認を受けた場合を含む。）は、その日から起算して 30 日居ない又は本事業の契約締結の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い時期までに実績報告書（様式第 11 号）を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第 17 条 知事は、前条の実績報告書の提出を受けた場合において、実績報告書の確認及び必要に応じて行う現地調査等により、本事業の目的及び内容が適当と認めるときは、委託契約の額を確定し、通知書（様式第 12 号）を送付するものとする。

(雑則)

第 18 条 この要綱に定めない事項については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に実施した本事業については、この要綱の適用は受けないものとする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 2 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。